

岐阜県公報

令和6年9月十七日 (火曜日)

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

公 示

家畜商講習会の開催
土地改良区の定款の変更認可

(道路維持課) 三七一
(同) 三七一
(畜産振興課) 三七三
(可茂農林事務所) 三七三

岐阜県告示第三百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和六年九月十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課

及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十七日

岐阜県知事 古 田 筆

告 示

国一般 号四百十七		類の道 種路	
		路 線 名	区 間
七同 市池尻 町字小島 一二	七 番地先まで	大垣市河間町五 丁目五〇 二番五地先から	大垣市河間町五 丁目五一
七同 市池尻 町字小島 一二	七 番地先から	七同 市池尻町字小島 一二	七同 市池尻町字小島 一二
七同 市池尻 町字小島 一二	七 番地先まで	七同 市池尻町字小島 一二	七同 市池尻町字小島 一二
後		前	別前変区 後更域
三 九 七 八		三 九 七 四	ル(メート ル) 敷地の幅
			延 長
			ル(メート ル) 備 考
			備 考

岐阜県告示第三百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和6年9月17日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

岐阜県知事 古 田 筆

類の道種路	路線名	区	間	類の道種路	路線名	区	間
垂赤 井坂 線				大垣市池尻町字小島一一〇四			
○四番三地先から	○四番三地先から	一	前	○四番三地先から	○四番三地先から	一	別前変区域
同市同町字同	同市同町字同	一	後	大垣市池尻町字小島一一二	大垣市池尻町字小島一一二	一	ル(メートル)敷地の幅
九四番五地先まで同	九四番五地先まで同	一	三・〇	大垣市池尻町字小島一一二	大垣市池尻町字小島一一二	一	ル(メートル)延長
九四番三地先まで同	九四番三地先まで同	一	二・〇	大垣市池尻町字小島一一二	大垣市池尻町字小島一一二	一	ル(メートル)備考
九四番五地先まで同	九四番五地先まで同	一	三・一	大垣市池尻町字小島一一二	大垣市池尻町字小島一一二	一	
九四番三地先まで同	九四番三地先まで同	一	三・一	大垣市池尻町字小島一一二	大垣市池尻町字小島一一二	一	

岐阜県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和6年9月17日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

岐阜県知事 古 田 筆

類の道種路	路線名	区	間	類の道種路	路線名	区	間
垂赤 井坂 線				大垣市河間町五一〇七番			
○四番三地先から	○四番三地先から	一	前	同市池尻町字小島一一七一	同市池尻町字小島一一七一	一	別前変区域
同市同町字同	同市同町字同	一	後	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	ル(メートル)敷地の幅
九四番五地先まで同	九四番五地先まで同	一	三・〇	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	ル(メートル)延長
九四番三地先まで同	九四番三地先まで同	一	三・一	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	ル(メートル)備考
九四番五地先まで同	九四番五地先まで同	一	三・一	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	
九四番三地先まで同	九四番三地先まで同	一	三・一	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	

岐阜県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和6年9月17日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

岐阜県知事 古 田 筆

類の道種路	路線名	区	間	類の道種路	路線名	区	間
垂赤 井坂 線				大垣市河間町五一〇七番			
○四番三地先から	○四番三地先から	一	前	同市池尻町字小島一一七一	同市池尻町字小島一一七一	一	別前変区域
同市同町字同	同市同町字同	一	後	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	ル(メートル)敷地の幅
九四番五地先まで同	九四番五地先まで同	一	三・〇	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	ル(メートル)延長
九四番三地先まで同	九四番三地先まで同	一	三・一	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	ル(メートル)備考
九四番五地先まで同	九四番五地先まで同	一	三・一	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	
九四番三地先まで同	九四番三地先まで同	一	三・一	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	

岐阜県告示第三百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和6年9月17日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月17日

岐阜県知事 古 田 筆

類の道種路	路線名	区	間	類の道種路	路線名	区	間
垂赤 井坂 線				大垣市河間町五一〇七番			
○四番三地先から	○四番三地先から	一	前	同市池尻町字小島一一七一	同市池尻町字小島一一七一	一	別前変区域
同市同町字同	同市同町字同	一	後	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	ル(メートル)敷地の幅
九四番五地先まで同	九四番五地先まで同	一	三・〇	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	ル(メートル)延長
九四番三地先まで同	九四番三地先まで同	一	三・一	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	ル(メートル)備考
九四番五地先まで同	九四番五地先まで同	一	三・一	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	
九四番三地先まで同	九四番三地先まで同	一	三・一	大垣市河間町五一〇七番	同市池尻町字小島一一七一	一	

県道	類の道種路
各務原線	路線名
同市先まで	区間
町一丁目一	延メートル
三・二	供用開始の期日
六・九・七	の年月日
五・六・三	は示変決か年更定区月の又年月日告はの考

公示

岐阜県知事 古田

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十一号）第一条の二第一項の規定により公示する。

令和六年九月十七日 岐阜県知事 古田 筆
一 開催の日時 令和六年十一月二十八日（木）の午前八時五十五分から午後五時まで及び同月二十

オンライン受講又は次の会場における受講
岐阜市六条大溝四丁目四番七号 岐阜県家畜商協同組合事務所一階研修指導室
講習科目及び時間

家畜の品種及び特徴 家畜の取引に関する法令

四時間

四 受講申込み

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

受講希望者は、次の画像データを準備した上で、岐阜県公式ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp>) の農政部畜産振興課のページから受講申込画面に進み、必要な情報を入力して申込みを行なうこと。

1 写真（申込み前六か月以内に撮影した上半身、無帽、正面に向、無背景のもの）

2 家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）第四条各号に掲げる特別な資格を有する者であつて、家畜商法施行令第一条の四第一項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとするものにあつては、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める免許証

(一) 獣医師の免許を受けている者 獣医師法（昭和二十四年法律第二百八十六号）第七条第一項の獣医師免許証

(二) 家畜人工授精師の免許を受けている者 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十八条の家畜人工授精師免許証

受講手数料

三千七百円（支払方法は、クレジットカード又はPayPayとする）

申込期間

令和六年十月一日（火）午前九時から同月二十一日（火）午後三時まで

その他

1 詳細は、岐阜県公式ホームページの農政部畜産振興課のページに掲げる「令和六年度岐阜県家畜商講習会開催要綱」を参照すること。

2 四の方法により受講申込みをすることができない理由がある場合は、農政部畜産振興課まで問い合わせること。

3 1)の講習会について不明な点は、農政部畜産振興課まで問い合わせること。

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年九月十七日

1 本紙は、岐阜県公式ホームページの「農政啓発情報誌」に掲載される。

2 年度岐阜県農畜産業講習会開催要綱」を参考する」と。

3 四の方法により受講申込みをすることができない理由がある場合は、農政部畜産振興課まで問い合わせること。

4 1)の講習会について不明な点は、農政部畜産振興課まで問い合わせること。

5 土地改良区の定款の変更認可

6 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第二項の規定により公示する。

岐阜県知事 古田 肇

令和六年九月十七日発行

発行者

岐 岐 阜 阜 県 庁 県

編 集 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
一 岐阜文芸社

坂祝町木曽川右岸用水土地改良区	土 地 改 良 区 名
令和六・九・五	認 可 年 月 日